

林地開発審査基準

第1 手続上の要件（森林法施行規則第4条関係）

申請の手続については、森林法施行規則第4条（昭和26年農林省令第54号）に基づく申請書及び添付書類の内容が次に掲げる要件に適合していること。

- 1 開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。
- 2 開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。
なお、「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることができると思われる場合を指すものとする。
- 3 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分がなされているかの確認又は当該申請に係る申請の状況の確認ができること。また、行政庁の処分以外に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認もできること。
- 4 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかであること。防災施設の整備に必要な資金の手当が可能であることや事業体としての信用があることを確認するものとする。

また、融資決定が開発行為の許可後となる場合等、当該書類を提出することが困難な場合には、次に掲げる方法等により確認するものとする。

- (1) 防災施設の設置の先行実施を徹底させる観点から、防災施設の設置に係る部分の資金の調達について別途預金残高証明書等により確認する。
 - (2) 上記が困難な場合には、申請時に、事業者の資金計画書に加え、金融機関から事業者への関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出させることとする。
- 5 施行者に防災施設を講ずるために必要な能力があることが明らかであること。
なお、申請時点で防災施設の施行者が決定していない場合等、当該書類を提出することが困難な場合には、申請時に施行者の決定方法や時期、求める施行能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の確認書類を提出することについて確約書を提出させる等の方法により確認するものとする。

第2 災害を発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号関係）

1 土砂の移動量

開発行為が原則として現地形に沿って行われること及び開発行為による土砂の移動量が必要最小限度であることが明らかであること。

土砂の移動が周辺に及ぼす影響が比較的大きいと認められるゴルフの造成に係る切土量、盛土量はそれぞれ18ホールあたりおおむね200万 m^3 以下とする。

2 切土、盛土又は捨土

切土、盛土又は捨土を行う場合には、その工法が法面の安定を確保するものであること及び捨土が適切な箇所で行われること並びに切土、盛土又は捨土を行った後に法面を生ずるときはその法面の勾配が地質、土質、法面の高さからみて崩壊のおそれのないものであり、かつ、必要に応じて小段又は排水施設の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

(1) 工法等は次によるものであること。

ア 施行順序としては、洪水調節池、沈砂地、流末処理施設等の防災工事を先行し、造成工事は周辺下流域の安全の確認ができる行程が組まれていること。

イ 切土は原則として階段状に行う等、法面の安定が確保されるものであること。また、緑化工が実施される場合には、植生があった切土の表層部（いわゆる土壌）を盛土、客土用に利用できるように必要量を流出崩壊のおそれのない区域に確保されるものであること。

ウ 盛土は、必要に応じて水平層にして順次盛り上げ、十分締め固めが行われるものであること。

エ 土石の落下による下斜面等の荒廃を防止する必要がある場合には、柵工の実施等の措置が講ぜられていること。

オ 大規模な切土又は盛土を行う場合には、豪雨等により災害が生ずるおそれのないように工事時期、工法等について適切に配慮されていること。

カ 太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が30度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、擁壁又は排水施設等の防災施設が確実に設置されていること。ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、擁壁、排水施設等の防災施設が確実に設置されていること。

なお、自然斜面の平均傾斜度が30度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置することとする。

(2) 切土は次によるものであること。

ア 法面の勾配は、地質、土質、切土高、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安定なものであること。

イ 土砂の切土高が10mを超える場合には、原則として高さ5mないし10m毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設を設置する等崩壊防止の措置が講ぜられていること。

ウ 切土を行った後の地盤にすべりやすい土質の層がある場合には、その地盤にすべりが生じないように杭打ちその他の措置が講ぜられていること。

(3) 盛土は次によるものであること。

ア 法面の勾配は、盛土材料、盛土高、地形、気象及び近傍にある既往の法面の状態等を勘案して、現地に適合した安全なものであること。盛土高がおおむね1.5mを超える場合には勾配が35度（約1.5割）以下であること。

イ 一層の仕上がり厚は、30cm以下とし、その層ごとに締め固めを行うとともに、必要に応じて雨水その他の地表水又は地下水を排除するための排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 盛土高が5mを超える場合には、原則として高さ5m毎に小段を設置するほか、必要に応じて排水施設が設置される等崩壊防止の措置が講ぜられていること。なお、小段の幅は原則として2m以上とするが、状況により1mまで縮小できるものとする。

エ 盛土がすべり、ゆるみ、沈下し又は崩壊するおそれがある場合には、盛土を行う前の地盤の段切り、地盤の土の入れ替え、埋設工の施工、排水施設の設置等の措置が講ぜられていること。

(4) 捨土は次によるものであること。

ア 捨土は、土捨場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。

この場合における土捨場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家

又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。

イ 土捨場としては溪間の利用は原則として行わず、やむを得ない場合には、擁壁、暗渠等を設けること。

ウ 法面の勾配の設定、小段の設置、排水施設の設置等は、盛土に準じて行われ、土砂の流出のおそれのないものであること。

3 法面崩壊防止の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面の勾配が2によることが困難である若しくは適当でない場合又は周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合には、擁壁の設置その他の法面崩壊防止の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は、次に掲げるとおりとする。

(1) 「周辺の土地利用の実態からみて必要がある場合」とは、人家、学校、道路等に近接し、かつ次のア又はイに該当する場合をいう。ただし、土質試験等に基づき地盤の安定計算した結果、法面の安定を保つために擁壁等の設置が必要でない認められる場合には、これに該当しない。

ア 切土により生ずる法面の勾配が30度（約1.7割）より急で、かつ高さが2mを超える場合。ただし、硬岩盤である場合又は次の(ア)若しくは(イ)のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(ア) 土質が表-1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度以下のもの（図1～3のaの区域）。

(イ) 土質が表-1の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じた法面の勾配が同表中欄の角度を超え、同表右欄の角度以下のもので、その高さが5m以下のもの（図1～3のbの区域）。この場合において、(ア)に該当する法面の部分により上下に分離された法面があるときは、(ア)に該当する法面の部分は存在せず、その上下の法面は連続しているものとみなす。（図4）

イ 盛土により生ずる法面の勾配が30度（約1.7割）より急で、かつ高さが1mを超える場合。（図5）

表-1

土質	擁壁等を要しない 勾配の上限（勾配）	擁壁等を要する 勾配の下限（勾配）	参考図
軟岩〔風化の著しい ものを除く〕	60度（1:0.58）	80度（1:0.18）	図1
風化の著しい岩	40度（1:1.19）	50度（1:0.84）	図2
砂利、真砂土、硬質粘土、 その他これに類するもの	35度（1:1.43）	45度（1:1.00）	図3

図1 軟岩（風化の著しいものを除く）の場合

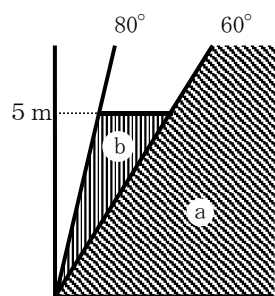


図2 風化の著しい岩の場合

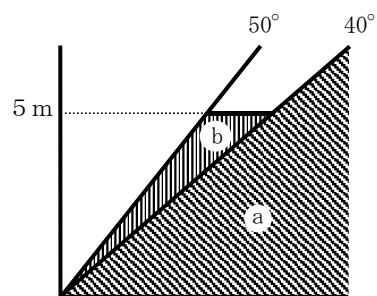


図3 砂利、真砂土、硬質粘土その他これに類するものの場合

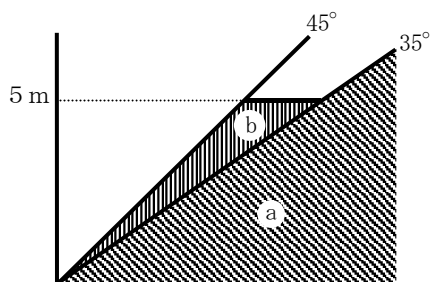


図4

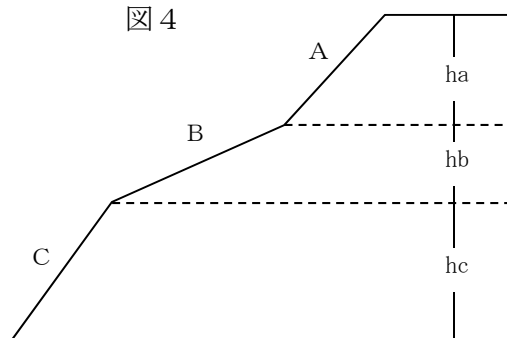
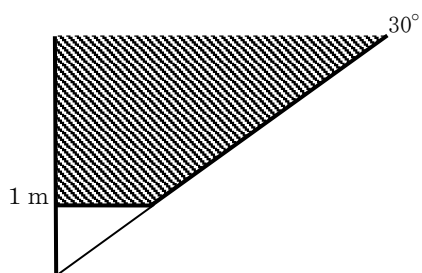


図5



法面Bが表1の中欄の角度以下に該当し、法面AとCの勾配がaもしくはbに該当しない場合にあつては、法面の高さは $h a + h c$ として算出する。

(2) 擁壁の構造は、次によるものであること。

ア 土圧、水圧及び自重（以下「土圧等」という。）によって擁壁が破壊されないこと。

イ 土圧等によって擁壁が転倒しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

ウ 土圧等によって擁壁が滑動しないこと。この場合において、安全率は1.5以上であること。

エ 土圧等によって擁壁が沈下しないこと。

オ 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、適正な水抜穴を設けられていること。

4 法面保護の措置

切土、盛土又は捨土を行った後の法面が雨水、溪流等により浸食されるおそれがある場合には、法面保護の措置が講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

(1) 植生による保護（実播工、伏工、筋工、植栽工等）を原則とし、植生による保護が適さない場合、又は植生による保護だけでは法面の浸食を防止できない場合には、人工材料による適切な保護（吹付工、張工、法枠工、柵工、網工等）が行われるものであること。工種は、土質、気象条件等を考慮して決定され、適期に施行されるものであること。

(2) 表面水、湧水、溪流等に法面が浸食され、又は崩壊するおそれがある場合には、排水施設又は擁壁の設置等の措置が講ぜられるものであること。この場合における擁壁の構造は3の(2)によるものであること。

5 土砂流出防止の措置

開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれのある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

(1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂し得るものであること。

ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ha当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには 200m^3 、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには 600m^3 、それ以外のときには 400m^3 とするなど、地形、地質、気象等を考慮のうえ、適切に定められたものであること。

なお、開発行為が短期間で終了するような場合の流出土砂量の算定は、最低4ヵ月を限度とする所要月数相当量としても差し支えない。

イ 開発行為の終了後において、地形、地被状態等からみて、地表が安定するまでの期間に相当量の土砂の流出が想定される場合には、表-2を参考として別途積算するものであること。

(2) えん堤等の設置箇所は、極力土砂の流出地点に近接した位置であること。

(3) えん堤等の構造は、「治山技術基準」（昭和46年3月13日付け46林野治第648号林野庁長官通達）によるものであること。

表－2 1ヘクタール当たり1年間の流出土砂量

開発行為の期間中	200～600m ³		
開発行為終了後	裸地	終了後1～3年	50m ³
		終了後4～5年	20m ³
	草地		15m ³

(4) 「災害等が発生するおそれがある区域」については表－3に掲げる区域を含む土地の範囲とし、その考え方については、災害の特性を踏まえ、以下のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。なお、表－3に掲げる区域以外であっても、同様のおそれがある区域については「災害が発生するおそれがある区域」に含むことができる。

ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表－3 災害の発生するおそれがある区域

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

6 排水施設

雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

(1) 排水施設の断面は、次によるものであること。

排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、断面は計画流量の1.2倍以上の排水が可能であること。また、計画流量の算定は、原則として次のア及びイによるものとする。

ア 計画流量の算定

$$Q = A \cdot V$$

Q：流量 (m³/sec)、V：流速 (m/sec)、A：通水断面 (m²)

イ 流速の算定 (Manning式)

$$V = 1 / n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$$

n：粗度係数 (粗度係数は、表-4及び表-5の値を標準とする。)

R：径深 = A/q (m)、q：潤辺長 (m)、I：水路勾配 (分数又は小数)

ウ 雨水流出量の算定 (ラショナル式)

原則として次式により算出されていること。ただし、降雨量と流出量の関係が別途高い精度で求められている場合には、これによって算出することができる。

$$Q = 1 / 360 \cdot f \cdot r \cdot A$$

Q：雨水流出量 (m³/sec) = ピーク流量、f：流出係数

r：設計雨量強度 (mm/hr)、A：集水区域面積 (ha)

(ア) 流出係数については、表-6を基準とし、これらの混在する場合は、加重平均により算出されていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表-6の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

(イ) 設計雨量強度については、表-7及び表-8に定められた確率年及び単位時間により、「沖縄県治山事業実施基準 (溪間工編)」 (沖縄県農林水産部) を参考として求めること。ただし、排水施設については、人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など、排水施設の周囲に溢水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合は、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法 (昭和24年法律第193号) 第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。

エ 排水施設の設計では、流量のみを満足すればよいということではなく、流速が大きすぎれば溝が洗掘されるおそれがあり、又小さすぎれば土砂等が堆積するので、流速は、0.6~4.0m/secの間になるよう努めること。

また、雨水のほか、土砂等の流入が見込まれる場合、又は排水施設の設置箇所から判断して溢水による影響の大きい場合にあつては、排水施設の断面は必要に応じて同号のアに定めるものより一定程度大きく定められていること。

オ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

表－4 河道の粗度係数

河川・水路の状況		nの値
人工水路・改修河川	コンクリート人工水路	0.014 ～ 0.020
	スパイラル半管水路	0.021 ～ 0.030
	両岸石張小水路（泥土床）	0.025（平均値）
	岩盤掘放し	0.035 ～ 0.050
	岩盤整正	0.025 ～ 0.040
	粘土性河床、洗掘のない程度の流速	0.016 ～ 0.022
	砂質ローム、粘土質ローム	0.020（平均値）
	ドラグライン浚渫、雑草少	0.025 ～ 0.033
自然河川	平野の小流路、雑草なし	0.025 ～ 0.033
	平野の小流路、雑草、灌木有り	0.030 ～ 0.040
	平野の小流路、雑草多し、礫河床	0.040 ～ 0.055
	山地流路、砂利、玉石	0.030 ～ 0.050
	山地流路、玉石、大玉石	0.040 ～ 0.080
	大流路、粘土、砂質床、蛇行少なし	0.018 ～ 0.035
	大流路、礫河床	0.025 ～ 0.040

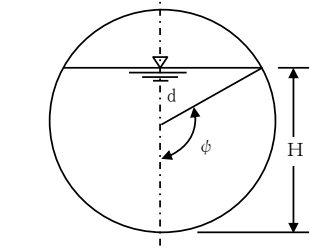
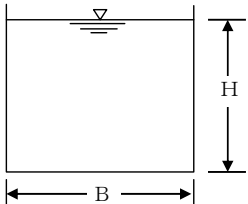
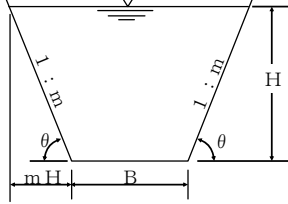
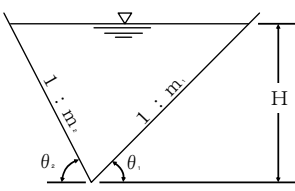
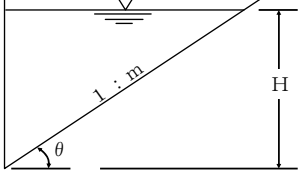
（建設省河川砂防技術基準（案）同解説（調査編）[H9日本河川協会]より引用）

表－5 排水施設の粗度係数

排水施設の種類		n	
素掘り	土	0.020 ～ 0.025	
	砂れき	0.025 ～ 0.040	
	岩盤	0.025 ～ 0.035	
現場施工	セメントモルタル	0.010 ～ 0.013	
	コンクリート	0.013 ～ 0.018	
	粗石	練積	0.015 ～ 0.030
		空積	0.025 ～ 0.035
工場製品	遠心力鉄筋コンクリート管	0.011 ～ 0.014	
	コンクリート管	0.012 ～ 0.016	
	コルゲートパイプ	0.025 ～ 0.035	

（建設省河川砂防技術基準（案）同解説（調査編）[H9日本河川協会]より引用）

(参 考) 各種断面の排水断面積及び径深

	断 面 積	排水断面積 A	径 深 R
円 形	 <p>$H = d (1 - \cos \phi)$</p>	$d^2 \left(\phi - \frac{1}{2} \sin 2 \phi \right)$ <p>(ϕ : ラジアン)</p>	$\frac{d}{2} \left(1 - \frac{\sin 2 \phi}{2 \phi} \right)$ <p>(ϕ : ラジアン)</p>
長 方 形		$B \cdot H$	$\frac{B \cdot H}{2H + B}$
台 形		$H (B + mH)$ <p>又は</p> $H (B + H \cot \theta)$	$\frac{H (B + mH)}{B + 2H \sqrt{1 + m^2}}$ <p>又は</p> $\frac{H (B + H \cot \theta)}{B + 2 \operatorname{cosec} \theta}$
三 角 形		$\frac{H^2}{2} (m_1 + m_2)$ <p>又は</p> $\frac{H^2}{2} (\cot \theta_1 + \cot \theta_2)$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m_1 + m_2}{\sqrt{1 + m_1^2} + \sqrt{1 + m_2^2}}$ <p>又は</p> $\frac{H}{2} \cdot \frac{\sin (\theta_1 + \theta_2)}{\sin \theta_1 + \sin \theta_2}$
		$\frac{mH^2}{2}$ <p>又は</p> $\frac{H^2 \cdot \cot \theta}{2}$	$\frac{H}{2} \cdot \frac{m}{1 + \sqrt{1 + m^2}}$ <p>又は</p> $\frac{H}{2} \cdot \frac{\cos \theta}{1 + \sin \theta}$

表－6 流出係数

区分 地表状態	浸透能小	浸透能中	浸透能大
林地	0.6 ～ 0.7	0.5 ～ 0.6	0.3 ～ 0.5
草地	0.7 ～ 0.8	0.6 ～ 0.7	0.4 ～ 0.6
耕地	—	0.7 ～ 0.8	0.5 ～ 0.7
裸地	1.0	0.9 ～ 1.0	0.8 ～ 0.9
太陽光パネル	1.0	0.9 ～ 1.0	0.9
屋根	—	0.9	—
道路	—	0.85	—
水面	—	1.0	—
その他の不透面	—	0.8	—

(開発許可制度に関する運用基準 [沖縄県土木建築部建築指導課]より一部引用)

表－7 雨量強度の確率年

名称	確率年
排水施設	10年
洪水調節 流末処理施設	30年
余水吐	200年

表－8 単位時間

流域面積	単位時間
50 h a 以下	10分
100 h a 以下	20分
500 h a 以下	30分

(参 考) 降雨強度式 (久野・石黒式)

(単位 降雨継続時間 t : min、設計雨量強度 r : mm/hr)

適用区域	3年 確率	10年 確率	20年 確率	30年 確率	50年 確率	100年 確率	200年 確率
北部農林水産振興 センター所管全域 ※1	$\frac{521}{\sqrt{t} + 1.16}$	$\frac{741}{\sqrt{t} + 1.99}$	$\frac{872}{\sqrt{t} + 2.43}$	$\frac{947}{\sqrt{t} + 2.64}$	$\frac{1058}{\sqrt{t} + 3.03}$	$\frac{1211}{\sqrt{t} + 3.48}$	$\frac{1369}{\sqrt{t} + 3.89}$
南部林業事務所所 管① ※2	$\frac{645}{\sqrt{t} + 1.93}$	$\frac{879}{\sqrt{t} + 2.71}$	$\frac{1022}{\sqrt{t} + 3.20}$	$\frac{1107}{\sqrt{t} + 3.48}$	$\frac{1226}{\sqrt{t} + 3.89}$	$\frac{1384}{\sqrt{t} + 4.35}$	$\frac{1577}{\sqrt{t} + 5.02}$
南部林業事務所所 管② ※3	$\frac{533}{\sqrt{t} + 1.47}$	$\frac{743}{\sqrt{t} + 2.05}$	$\frac{854}{\sqrt{t} + 2.29}$	$\frac{925}{\sqrt{t} + 2.50}$	$\frac{1005}{\sqrt{t} + 2.64}$	$\frac{1120}{\sqrt{t} + 2.87}$	$\frac{1249}{\sqrt{t} + 3.20}$
宮古農林水産振興 センター所管全域 ※4	$\frac{577}{\sqrt{t} + 1.33}$	$\frac{822}{\sqrt{t} + 2.29}$	$\frac{964}{\sqrt{t} + 2.79}$	$\frac{1053}{\sqrt{t} + 3.12}$	$\frac{1164}{\sqrt{t} + 3.48}$	$\frac{1338}{\sqrt{t} + 4.11}$	$\frac{1522}{\sqrt{t} + 4.74}$
八重山農林水産振興 センター所管全 域 ※5	$\frac{653}{\sqrt{t} + 1.87}$	$\frac{853}{\sqrt{t} + 2.43}$	$\frac{947}{\sqrt{t} + 2.64}$	$\frac{1002}{\sqrt{t} + 2.79}$	$\frac{1060}{\sqrt{t} + 2.87}$	$\frac{1142}{\sqrt{t} + 3.03}$	$\frac{1223}{\sqrt{t} + 3.20}$

(沖縄県治山事業実施基準 (溪間工編) [沖縄県農林水産部]より引用)

※1 : 国頭村、大宜味村、東村、名護市、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村

- ※2：うるま市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、西原町、浦添市、那覇市、豊見城市、糸満市、八重瀬町、南城市、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村
- ※3：南大東村、北大東村
- ※4：宮古島市、多良間村
- ※5：石垣市、竹富町、与那国町

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

ア 排水施設は、立地条件等を勘案して、その目的及び必要性に応じた堅固で耐久力を有する構造であり、漏水が最小限度となるよう措置されていること。

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講ぜられていること。

ウ 放流によって地盤が洗掘されるおそれがある場合には、水叩きの設置その他の措置が適切に講ぜられていること。

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等まで導くように計画されていること。

ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう、併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

オ 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については、表面流を安全に下流へ流下させるための排水施設の設置等の対策が適切に講ぜられていること。また、表面侵食に対しては、地表を流下する表面流を分散させるために必要な柵工、筋工等の措置が適切に講ぜられていること及び地表を保護するために必要な伏工等による植生の導入や物理的な被覆の措置が適切に講ぜられていること。

7 洪水調節池等の設置等

下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

また、洪水調節池は原則として事業区域内に設置し、河川に排水する場合にあっては、あらかじめ河川管理者と十分協議を行い、許容放流量及び必要調節容量の算出等についても調整すること。

(1) 洪水調節容量は、下流における流下能力を考慮の上、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであることを基本とする。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、開発行為に係る土地の区域1ha当たり1年間に、特に目立った表面侵食のおそれが見られないときには200m³、脆弱な土壌で全面的に侵食のおそれが高いときには600m³、それ以外のときには400m³とするなど、流域の地形、地質、土地利用の状況、気象等に応じて必要な堆砂量とすること。

なお、「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施行前において既に30年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否

かを調査の上、必要があればこの超える量も調節できる容量とする趣旨である。

洪水調節池容量の計算は、簡便法、厳密計算法、その他の適切な方法で行うこととする。

なお、下流河川等の最小比流量が $5 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{K m}^2 (= 0.05 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{h a})$ を超える場合は、簡便法による洪水調節必要容量が厳密計算法の値に比べて小さくなる場合があるので、厳密計算法により確認すること。

- (2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては200年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量の1.2倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムの余水吐の能力の1.2倍以上のものであること。

ただし、200年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100年確率で想定される雨量強度を用いても災害のおそれがないと認められる場合には、100年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

- (3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず浸透型施設として整備する場合については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等、浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

- (4) 洪水調節池の設計は、原則として次のとおりとする。

ア 下流河川等の排水能力の変更地点ごとに、その断面、勾配を測定し、流下能力及び比流量（流下能力÷集水区域面積）を算定し、比流量が最低となる地点の流下能力を次式により算出する。

$$Q = v \cdot a$$

Q：下流河川等の流下能力（ m^3/sec ）

v：　　"　　の流速（ m/sec ） [マニング公式で算出すること]

a：　　"　　の断面（ m^2 ）

イ 「調節池の許容放流量」は、次式により算出すること。

$$Q_{pc} = Q \cdot A / A'$$

Q_{pc} ：調節池の許容放流量（ m^3/sec ）

Q　　：下流河川等の流下能力（ m^3/sec ）

A　　：調節池の集水区域面積（ h a ）

A'　　：Qの算出地点の集水区域面積（ h a ）

ウ 「許容放流量に対応する雨量強度」は次式により算出すること。

$$r_c = Q_{pc} \cdot 360 / (f \cdot A)$$

r_c 　　：許容放流量に対応する雨量強度（ $\text{mm}/\text{h r}$ ）

Q_{pc} 　　：調節池の許容放流量（ m^3/sec ）

f　　　：開発後のAの流出係数

A　　　：調節池の集水区域面積（ h a ）

エ 「調節必要容量」は、次式により算出することができるものとする。

$$V = (r_{30} - r_c / 2) \cdot t \cdot f \cdot A \cdot 1 / 6 \quad \text{〔簡便式〕}$$

V　　　：調節必要容量（ m^3 ）

f　　　：開発後のAの流出係数

A　　　：調節池の集水区域面積（ h a ）

r_{30} 　　：30年確率雨量強度（ $\text{mm}/\text{h r}$ ）

r_c 　　：許容放流量に対応する雨量強度（ $\text{mm}/\text{h r}$ ）

t　　　：任意の継続時間（分）

この式において、必要容量が最大となる降雨継続時間（分）を求め算出する。

オ 「調節池の必要容量」は、エ式で算出した調節必要容量に、当該調節池に流入する

飛砂、落石等の災害が発生するおそれがある場合には、静砂垣又は落石防止柵の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

9 仮設防災施設の設置等

開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設、洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

10 防災施設の維持管理

開発行為の完了後においても整備した排水施設や洪水調節池等が十分に機能を発揮できるように土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

第3 水害が発生させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第1号の2関係）

開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において、当該開発行為に伴い増加するピーク流量を安全に流下させることができないことにより水害が発生するおそれがある場合には、洪水調節池等の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。技術的細則は次に掲げるとおりとする。

また、洪水調節池は原則として事業区域内に設置し、河川に排水する場合にあっては、あらかじめ河川管理者と十分協議を行い、許容放流量及び必要調節容量の算出等についても調整すること。

- 1 洪水調節容量は、当該開発行為をする森林の下流において当該開発行為に伴いピーク流量が増加することにより当該下流においてピーク流量を安全に流下させることができない地点が生じる場合には、当該地点での30年確率で想定される雨量強度及び当該地点において安全に流下させることができるピーク流量に対応する雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものであること。

ただし、排水を導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には、50年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下にまで調節できるものとする。

また、開発行為の施行期間中における洪水調節池の堆砂量を見込む場合にあっては、第2の7の(1)によるものであること。

なお、安全に流下させることができない地点が生じない場合には、第2の7の(1)によるものであること。

洪水調節池容量の計算は、簡便法、厳密計算法、その他適切な方法で行うこととする。

なお、下流河川等の最小比流量が $5 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{k m}^2 (=0.05 \text{ m}^3/\text{sec}/\text{h a})$ を超える場合は、簡便法による洪水調節必要容量が厳密計算法の値に比べて小さくなる場合があるので、厳密計算法により確認すること。

- 2 余水吐の能力は、第2の7の(2)によるものであること。
- 3 洪水調節の方式は、第2の7の(3)によるものであること。
- 4 洪水調節池の設計は、原則として次のとおりとする。

(1) 下流狭隘部の調査

下流河川等の狭隘部における流下能力を、その地点の断面、勾配を測定し算出する。

$$Q = v \cdot a$$

Q : 下流河川等の流下能力 (m^3/sec)

V : " の流速 (m^3/sec)

a : " の断面 (m^2)

※ 調査をする範囲は、その地点における開発中及び開発後の30年確率（排水等を

導く河川等の管理者との協議において必要と認められる場合には50年確率を用いることができる。以下同じ。)雨量により想定される無調節のピーク流量が、開発前の30年確率雨量により想定される無調節のピーク流量に比して1%以上増加する範囲とする。

ピーク流量は次式により算出する。

$$Q_i = 1 / 360 \cdot f_i \cdot r_{30} \cdot A_i$$

f_i : i 地点の集水区域内の開発前若しくは開発中及び開発後の流出係数

r_{30} : i 地点での30年確率で想定される雨量強度 (mm/h r)

A_i : i 地点の集水面積 (h a)

(2) 上記調査結果に基づき当該開発行為による影響を最も強く受ける地点(以下「当該地点」という。)を決定し、当該地点における許容放流量により洪水調節池を設計する。

なお、当該地点の選定にあたっては、当該地点の河川等の管理者の同意を得ることとする。

(3) 当該選定地点(X)における許容放流量は次式により算定することができる。

$$q_{xpc} = Q_x \cdot (a \cdot f) / (A_x \cdot F_x)$$

q_{xpc} : X地点における許容放流量

Q_x : X地点での安全に流下させることのできるピーク流量

a : 洪水調節池の集水区域の面積 (h a)

f : " の開発前の流出係数

A_x : X地点の集水区域の面積 (h a)

F_x : " の開発前の流出係数

(4) 洪水調節容量及び構造は、第2-7-(4)-エ以降によること。

5 用水路等を経由して河川等に排水を導く場合であって、洪水調節池を設置するよりも用水路等の断面を拡大することが効率的なときには、当該用水路等の管理者の同意を得た上で、開発者の負担で用水路等の断面を大きくすることをもって洪水調節池の設置に代えることができる。

6 第2の規定に基づく洪水調節池等の設置を併せて行う必要がある場合には、法第10条の2第2項第1号及び同項第1号の2のそれぞれの技術的細則を満たすよう設置すること。

7 開発行為の施行に当たって、水害の防止のため必要な洪水調節池等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

8 開発行為の完了後においても整備した洪水調節池等が十分に機能を発揮できるよう土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

(参 考)

災害の防止及び水害の防止に関する技術基準については、下記の基準等を参照しても差し支えない。

1 「治山技術基準」(昭和58年林野庁長官通達)

2 「防災調節池等技術基準(案)」(昭和62年社団法人日本河川協会発刊)

第4 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれに関する事項(森林法第10条の2第2項第2号関係)

1 貯水池等の設置等

他に適地がない等によりやむを得ず飲用水、かんがい用水等の水源として依存している森林を開発行為の対象とする場合で、周辺における水利用の実態等からみて必要な水量を

確保するため必要があるときには、貯水池又は導水路の設置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

導水路の設置その他の措置が講ぜられる場合には、取水する水源に係る河川管理者等の同意を得ている等水源地域における水利用に支障を及ぼすおそれのないものであること。

2 沈砂池の設置等

周辺における水利用の実態等からみて土砂の流出による水質の悪化を防止する必要がある場合には、沈砂池の設置、森林の残置その他の措置が適切に講ぜられることが明らかであること。

第5 環境を著しく悪化させるおそれに関する事項（森林法第10条の2第2項第3号関係）

1 森林率に関する基準

開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。以下同じ。）に開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の残置し、若しくは造成する森林又は緑地（以下「残置森林等」という。）の配置が適切に行われることが明らかであること。残置森林等の考え方は次に掲げるとおりとする。

- (1) 相当面積の残置森林等の配置については、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、可及的速やかに伐採前の植生に回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

森林の配置については、森林を残置することを原則とし、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するとともに、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って適用するものとする。

この場合において、残置森林等の面積の事業区域内の森林面積に対する割合は表-10の「森林率等」によること。

また、残置森林等は、同表の「森林の配置等」により開発行為の規模及び地形に応じて、事業区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、同表に掲げる開発行為の目的以外の開発については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然条件等に応じ、同表に準じて適切に措置されていること。

また、事業区域内の森林については、必要かつ適切な施業を実施し機能の維持増進に努めること。

- (2) 造成森林については、早期に森林機能の回復が図られるよう、必要に応じ表土の復元、客土等の土壌改良を行うこと。

また、苗木の大きさ及び植栽本数は、表-9を標準として、地域の自然的条件に適する高木性の樹木が均等に分布するように植栽すること。なお、高木とは、通常の成長により樹高8mを超えるもので、森林の上層を形成することができる樹種をいう。また、植栽木の活着状況をチェックし、枯損木が生じた場合には補植すること。

表-9

樹 高	植栽本数（1 h a 当たり）
1 m	2,000 本
2 m	1,500 本
3 m	1,000 本

2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等

騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等からの周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

なお、「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。

また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

3 景観の維持

景観の維持に著しい支障を及ぼすことのないように適切な配慮がなされており、特に市街地、主要道路等からの景観を維持する必要がある場合には、開発行為により生ずる法面を極力縮小するとともに、可能な限り法面の緑化を図り、また、開発行為に係る事業により設置される施設の周辺に森林を残置し若しくは造成し又は木竹を植栽する等の適切な措置が講ぜられることが明らかであること。

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為をしようとする森林の区域が、市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあっては、申請者が太陽光パネルやフレーム等について地域の景観になじむ色彩等にするよう配慮することが望ましい。

4 残置森林等の維持管理

残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていることが望ましいが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内に残置し又は造成した森林については、原則として将来にわたり保全に努めるものとし保安林制度等の適切な運用によりその保全又は形成に努めること。

また、残置森林率等の基準は、施設の増設、改良を行う場合にも適用されるものである。

なお、別荘地の造成等開発行為の完了後に売却・分譲等が予定される開発における残置森林等については、分譲後もその機能が維持されるよう適切に管理すべきことを売買契約に当たって明記するものとする。

表-10

開発目的	森林率等	森林の配置等
工場又は事業場の設置	森林率はおおむね25%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林を配置する。 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。
住宅団地の造成	森林率はおおむね20%以上。 (緑地を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内の開発行為に係る森林の面積が20ha以上の場合は原則として周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。これ以外の場合にあっても極力周辺部に森林・緑地を配置する。 開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね20ha以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林・緑地を配置する。
別荘地の造成	残置森林率はおおむね60%以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 1区画の面積は、おおむね1,000㎡以上とする。 建物敷、その他付帯施設の面積は、1区画おおむね30%以下とする。
ゴルフ場の造成	森林率はおおむね50%以上(残置森林率はおおむね40%以上)とする。	<ul style="list-style-type: none"> 事業区域内の外縁部及び各ホール間には、残地森林又は造成森林をおおむね30m以上(残置森林おおむね20m以上)の幅をもって適切に配置する。(切土量、盛土量はそれぞれ、18ホール当たりおおむね200万m³以下とする。)
宿泊施設、レジャー施設等の設置	森林率はおおむね50%以上(残置森林率はおおむね40%以上)とする。	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、周辺部に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 建物敷の面積は事業区域の面積のおおむね40%以下とし、事業区域内に複数の宿泊施設を設置する場合は、極力分散させるものとする。 レジャー施設の開発行為に係る1箇所当たりの面積はおおむね5ha以下とし、事業区域内にこれを複数設置する場合は、その間に幅おおむね30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。

土石等の採掘		<ul style="list-style-type: none"> 原則として、周辺部に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。 採掘跡地は必要に応じ埋め戻しを行い、緑化及び植栽する。また、法面は可能な限り緑化し、小段平坦部には必要に応じ客土等を行い植栽する。
太陽光発電設備の設置	森林率はおおむね 25%（残置森林率はおおむね 15%）以上とする。	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、周辺部に残置森林を配置することとし、事業区域内の開発行為に係る森林の面積が 20 h a 以上の場合は原則として周辺部におおむね幅 30m以上の残置森林又は造成森林（おおむね 30m以上の幅のうち一部又は全部は残置森林）を配置する。また、りょう線の一体性を維持するため、尾根部については、原則として残置森林を配置する。 開発行為に係る 1 か所当たりの面積はおおむね 20 h a 以下とし、事業区域内にこれを複数造成する場合は、その間に幅おおむね 30m以上の残置森林又は造成森林を配置する。

[注意事項]

- 「残置森林率」とは、原則として残置森林（残置する森林）のうち若齢林（15 年生以下の森林）を除いた面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

$$\text{残置森林率} = \frac{\text{15 年生以上の森林の面積}}{\text{開発行為をしようとする森林面積}} \times 100$$

- 「森林率」とは、残置森林及び造成森林（植栽により造成する森林であって硬岩切土面等の確実に成林が見込まれない箇所を除く。）の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

$$\text{森林率} = \frac{\text{残置森林及び造成森林の面積}}{\text{開発行為をしようとする森林面積}} \times 100$$

- 「別荘地」とは、保養等非日常的な用途に供する家屋等を集团的に設置する土地をいう。
- 「ゴルフ場」には、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）等によるゴルフ場の定義以外の施設であっても利用形態等からゴルフ場と認められる場合を含むものとし、ゴルフ練習場にあつてはゴルフ場と一体のものを除き、「宿泊施設、レジャー施設」の基準を適用する。
- 「宿泊施設」とは、ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設をいい、リゾートマンション、コンドミニアム等所有者が複数となる建築物等を含む。
- 「レジャー施設」とは、総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設をいう。
- 「工場、事業場」とは、製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設をいう。なお、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設等は「工場、事業場」の基準を適用する。
- 森林地域以外にあつても従来 of 自然環境の保全、又は緑地の造成をするものとする。

- 8 造成地内に現存する溜池等防災機能を有する施設は極力これを保存しなければならない。
- 9 住宅団地の造成に係る「緑地」には、次のものを含める。
 - (1) 公園・緑地・広場
 - (2) 隣棟間緑地、共有庭
 - (3) 緑地帯・緑道
 - (4) 法面緑地
 - (5) その他上記に類するもの
- 10 「太陽光発電設備の設置」については、林地開発許可後に採光を確保すること等を目的として残置森林又は造成森林を過度に伐採することがないように、あらかじめ、樹高や造成後の樹木の成長を考慮した残置森林又は造成森林及び太陽光パネルの配置計画とする。

第6 その他

- 1 開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときは、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。
- 2 法・個人人格・時期及び実施場所から一体の計画とみなされる開発行為は、事業区域に含まれていること。なお、計画の一体性については、別表「一体性の判断基準表」により判断を行う。
- 3 開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。
- 4 開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

なお、「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の原状に回復することに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前の効用を回復するための措置をいう。
- 5 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為において、太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、植栽等、設備撤去後に必要な措置を講ずるとともに、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むこと。
- 6 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配慮されていること等が該当する。
- 7 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。
- 8 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施することが望ましい。

特に、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うことが望ましい。

別表

一 体 性 の 判 断 基 準 表

小規模の開発が連続して行われ、これらを合わせると申請を要する規模を超える場合で、下記1～3の項目それぞれの一体性を踏まえ、総合的に判断して、当該開発行為に共同性、計画の一体性があると認定できる事案は、一体性のある開発行為と判断するものとする。

項目	一体性の判断基準	判断
1 人格	ア 同一人が複数の会社役員を兼ねている場合、または、法人の名称が異なっても所在地が同一の場合	左のア～エのいずれかに該当すれば、「人格」について「一体性あり」と判断する。
	イ 血縁関係にある複数の者が行う開発行為の場合	
	ウ 数人が共同の意思（計画の共同性が認められる）をもって開発行為を行っている場合 (例) ・複数の会社（者）が、ある特定の開発目的のためにそれぞれ分担して共同で開発行為をする場合 ・ある会社（者）が、ある特定の開発目的をもつ開発行為を複数の会社（者）にそれぞれ分担して行わせようとしている場合	
	エ 数人が開発する場合であっても、請負人が同一である場合	
2 場所	ア 箇所が異なった開発行為であっても、災害防止等の観点からみて、局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統を同じくする場合 (例) ・地形、水の流れからみて、一つの集水区域にある場合 ・開発行為によって、地形や水の流れが変わり、集水区域が一つとなる場合 ・水利用の実態からみて、受益対象が同じである場合	左のア・イのいずれかに該当すれば、「場所」について「一体性あり」と判断する。
	イ 複数の会社（者）が連続して開発する場合で、道路、雨水排水施設、その他の施設等が供用となる場合、又は負担区分上つながりがある場合	
3 時期	時期の異なった開発行為であっても、一つのプロジェクト、又は、全体計画の一部である。 (例) ・前の開発行為が終了し、引き続き開発行為を行う場合 ・前の開発行為は終了し、相当年数を経過しないで、次の開発行為をしようとする場合	左に該当すれば、「時期」について「一体性あり」と判断する。